第五十三条第二十一項	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十二項の規定により読み替えられたこの項
（この項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項
法人税法第五十七条第一項	とし、地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた
とし、	おける同条第十二項の規定により読み替えられた第十九項
おける第十九項	地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた第十九項の規定は
第十九項の規定は	配賦欠損金控除額（同条第十二項の規定により読み替えられた
第五十三条第二十二項	法人税法第五十七条第一項
配賦欠損金控除額（	場合（地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた
法人税法第五十七条第一項	につき同条第十二項の規定により読み替えられた
場合（	法第五十三条第十九項に
につき	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十二項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）第五十三条第十九項に
法第五十三条第十九項に	法人について法
地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十二項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）第五十三条第十九項に	同条第二十項
法人について法	法人について読替え後の法
同条第二十項	法第五十三条第二十項
法人について読替え後の法	同項の規定に
法第五十三条第二十項	読替え後の法第五十三条第二十一項の規定に
同項の規定に	開始した事業年度
読替え後の法第五十三条第二十一項の規定に	開始した事業年度又は連結事業年度
開始した事業年度	事業年度（当該
開始した事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該
事業年度（当該	「合併法人等十年前事業年度等開始日
事業年度又は連結事業年度（当該	で同項
「合併法人等十年前事業年度等開始日	
で同項	

合併法人等十年前事業年度等開始日の	合併法人等十年前事業年度等開始日の
前十年内事業年度ごと	法第五十三条第二十一項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと
属する事業年度開始	属する事業年度又は連結事業年度開始
同項の規定	読替え後の法第五十三条第二十一項の規定

13　四年新法第五十三条第二十四項の法人に同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の二十二の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「「合併法人等十年前事業年度等開始日」とあるのは「「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

14　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この項及び附則第五条において「平成二十七年改正法」という。）附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第五十三条第十二項第一号に規定する法人税額について所得税法等改正法第十六条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第五条において「四年新措置法」という。）第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第五十三条第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号。附則第五条において「平成二十八年改正令」という。）第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成二十八年旧令」という。）第八条の二十第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

15　四年新法第五十三条第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第九条の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度ごと」と、「合併法人等十年前事業年度開始日の」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。